《消防署からのお知らせ》

１１月９日は「１１９番の日」

「１１９番の日」は、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識を高め、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として１１月９日を**「１１９番の日」**としています。

消防署へ電話すると出動が遅れます



通報から出動の流れ

① １１９番 → 通信指令課 → 出動

② 加入電話 → 消防署等 → 通信指令課 → 出動

① １１９番通報は、最寄の消防署につながるのではなく、むつ市にある**「下北消防本部　通信指令課」**へつながります。そこから災害現場に近い消防署の消防隊や救急隊へ出動指令が流れるのでスピーディーな災害対応が可能になっています。

② 一般加入電話で消防署等へ通報した場合、消防署から通信指令室へ連絡しその後出動指令が流れるので１１９番通報よりも遅くなります。

「早く来て欲しい！早く助けて欲しい！」そんな時こそ、落ち着いて慌てずに**『１１９番』**へ通報して下さい。

必ずチェック最低賃金！　使用者も、労働者も

青森県最低賃金改定のお知らせ

１　青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。

時間額　１，０９０円（令和８年１０月２９日から）

２　青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。

３　製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

４　業務改善助成金については、コールセンター（０１２０－３６６－４４０）にお問い合わせください。

５　中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については、青森働き方改革推進支援センター（☎０８００－８００－１８３０）にお問い合わせください。

６　詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。
（https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html）

※　お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室（☎０１７－７３４－４１１４）
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。